2010年4月1日施行 交換用マフラー認証制度(事前性能確認制度)に付いて

【概要】

自動車騒音対策の強化として、従来の近接排気騒音・排ガス規制は変更されず、加速走行騒音規制が新たに導入され、交換用マフラー認証制度として公的認定試験を行なう為の試験機関(登録性能等確認機関)が定められました。

この制度は、より効果的な騒音対策を目的とし、交換用マフラーの音量が規制値を超えていない事を国土交通省に登録された確認機関が確認し、認証を与えるというものです。これは認証マフラーが新車出荷時に装着されているマフラーと同等の扱いを受ける事が出来るようになる素晴しい制度です。これに伴い、JMCAではこの制度に対応する為、JMCA登録性能確認機関を設立(2009年9月登録済)し、2010年4月1日から施行される新制度に対応します。これにより従来の業界自主認定から公的認定が取れる事になり、より安心して交換用マフラーの取り扱いが出来る事になります。

【要点】

施行日より前に生産された国産車は新制度の対象になりません。従来通り安心してマフラー交換を楽しめます。

施行日より前に通関された並行輸入車は新制度の対象になりません。

施行日以降に生産された全ての国産車および通関された並行輸入車のマフラー交換は認証マフラーしか出来ません。

新制度の認証には近接排気騒音とは別に、より騒音対策に有効な加速走行騒音の規制が追加されます。

車両型式が同じでも従来のJMCA認定マフラーは、新制度対象車両には使用できません。

新制度対象の交換用マフラーには合法の確認が容易に出来るよう認証番号の表示が必要になります。

バッフル等の消音機構が脱着出来る構造のマフラーは認証を受ける事が出来ません。

該当規制の確認は、車検のある車両は車検証の記載事項にて行います。

国産軽二輪以下の確認は車体に貼られている型式認定番号ラベルの色で行います。

		従来のJMCA認定対応			登録性能等確認機関の 認定対応
		H18-19二輪車線出力ス積的対応			UMCA 11 UMCA
		JMCA認定表示(例)			新認定表示(例)
騒音規制値表		騒音法基準値(移行期日)			
		平成10年規制以前	平成10年規制	平成13年規制	平成22年規制
原動機付自転車	第一種原付車 (50ccまで)	近接 95dB(A)	近接 84 dB(A)	近接 84 dB(A)	近接 84 dB(A) 加速 79 dB(A)
			新:H10.10.1 継:H11.9.1		新:H22.4.1 継:H22.4.1
	第二種原付車 (50ccを超えて 125ccまで)	近接 95 dB(A)	輸∶H12.4.1 近接 95 dB(A)	近接 90 dB(A) 新:H13.10.1	輸: H22.4.1 近接 90 dB(A) 加速 79 dB(A) 新: H22.4.1
	,			継:H14.9.1 輸:H14.9.1	継:H22.4.1 輸:H22.4.1
二輪 自動車	軽二輪自動車 (125 ccを超えて 250ccまで)	近接 99 dB(A)	近接 94 dB(A) 新:H10.10.1 継:H11.9.1 輸:H12.4.1	近接 94 dB(A)	近接 94 dB(A) 加速 82 dB(A) 新: H22.4.1 継: H22.4.1 輸: H22.4.1
	小型二輪自動車 (250 ccを超える)	近接 99 dB(A)	近接 99 dB(A)	近接 94 dB(A) 新:H13.10.1 継:H15.9.1 輸:H15.9.1	近接 94 dB(A) 加速 82 dB(A) 新: H22.4.1 継: H22.4.1 輸: H22.4.1

近接:近接排気騒音 加速:加速走行騒音

新:国産新型車(国産新型車期日以降に型式認定を受けた新型車)

継:国産継続車(国産新型車期日以前に型式認定を受け、国産継続車期日を超えて生産される継続生産車)

輸:輸入車(輸入車期日以降に生産された輸入車)

2010年4月1日から アフターマフラー認証制度がスタートします

マフラー認証制度って?ナニ??

騒音対策の強化として、今まで行なわれてきた近接排気騒音・排気ガス規制に加えて加速走行騒音規制が新たに導入され、新しい認証試験をクリアーしたアフターマフラー以外は使用できなくなります。でも心配はいりません。この制度は2010年4月1日からの新しい車両が対象で、2010年3月31日以前の車両は今まで通りのアフターマフラーがご使用いただけます。

1:今所有している車両、マフラーは大丈夫です!!

●2010年3月31日以前に生産された車両は、この制度の対象外です。

2:認証制度対象となる車両に、装着可能なアフターマフラーは?



『認証プレート』(JMCA呼称)

●この表示が付いていれば国の認証制度適合の証。 安心して公道を走行でき、もちろん車検もOK!

認証制度対象以前の同型(同一車両型式)車両にも装着OKです。

◆認証制度の対象となる車両は?

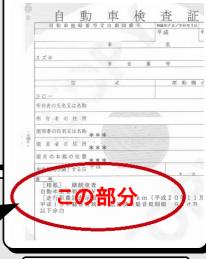
- ●国産車・・・2010年4月1日以降に生産された車両
- ●輸入·逆輸入車····2010年4月1日以降に通関された車両

つまり認証制度施行日よりも前に「生産」「通関」された車両に関しては対象にならないのです。たとえ2010年4月1日以降に購入した車両でも、製造日や通関日が2010年3月31日以前の車両であれば従来のJMCA認定マフラーが使用可能です。

◆認証制度の対象となる車両の確認方法は?

- ●車検のある車両・・・車検証の備考欄の記載事項で確認ができます。 (マフラー加速騒音規制適用車と記載されていれば認証制度対象車両です。)
- ●車検のない車両・・・車体に貼られている型式認定番号ラベルの色で確認が・できます。

(シルバー地のラベルであれば認証制度対象車両です。)





《注意!!》

- ●マフラー加速騒音規制適用車に上記認証表示及び法規適合証明の出来ないアフターマフラーを装着した場合は、 「違法マフラー」とみなされます。
- ●従来のJMCA認定マフラーは車両型式が同じでも、マフラー加速騒音規制適用車には使用できません。
- ●マフラー加速騒音規制適用車ではバッフル等の消音機構が脱着できる構造のマフラーは「違法マフラー」となります。

なんとなく分かったけど、でも心配、もっと詳しい内容が知りたいという方は、マフラーメーカー、販売店またはJMCA事務局までお問い合わせください。

